

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年9月15日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎

◎調達機関番号 599 ◎所在地番号 27

### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 29-彩都の丘学園校舎増築その他工事（電子入札対象案件）
- (3) 工事場所 大阪府箕面市彩都粟生北二丁目1番5号他
- (4) 工事内容 校舎増築工事 鉄筋コンクリート造 4階建て 1棟  
延床面積：8,000㎡ 建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、  
土木工事、造園工事、ガス工事、E V工事 一式  
（既存校舎の一部改修工事を含む）
- (5) 工期 平成29年12月下旬（契約締結日の翌日）から平成31年5月31日  
（金）まで（予定）
- (6) 工事の実施形態
  - ① 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
  - ② 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
  - ③ 本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- (7) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記4(1)②へ様式1及び様式2を提出すること。）。

### 2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、建

築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 当機構関西地区における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、1,150点）以上であること。（上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、1,150点）以上であること。）。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 次に掲げる工事の実績を有する者であること。単体で申請の場合は①、共同で申請の場合は②による。

① 単体で申請の場合は、以下の条件を満たすこと。

平成19年度以降（平成19年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる本工事と同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは、学校教育法第1条による学校施設建築工事で鉄筋コンクリート造の校舎（又は校舎及び屋内運動場・付属施設を含む）新築工事または増築工事とその工事部分の延床面積が5,000㎡以上であること。

② 共同で申請の場合は、以下の(イ)及び(ロ)の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記(15)②の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記(15)①に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たす者であること。

(ロ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成19年度以降（平成19年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・学校教育法第1条による学校施設建築工事で鉄筋コンクリート造の校舎（屋内運動場、その他クラブハウスや倉庫など付属施設を除く）の新築工事または増築工事であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項

に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

- ① 単体で申請の場合、以下の(イ)～(ニ)の条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
    - (イ) 一級建築士又は1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。
    - (ロ) 平成19年度以降（平成19年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に、上記(5)①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
    - (ハ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
    - (ニ) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
  - ② 共同で申請の場合の代表者は、上記①(イ)～(ニ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
  - ③ 共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①(イ)、(ハ)、(ニ)及び上記(5)②(ロ)に掲げる同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長及び箕面市から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
  - (8) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
  - (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
  - (10) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
  - (11) 当支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
  - (12) 当機構が関西地区において平成27年4月1日以降に発注した工事種別「建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競

争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。

- ① 当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
- ② 当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(13) 低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。

- ① 上記(5)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を1名以上追加配置できること。
- ② 追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

(14) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(15) 特定建設工事共同企業体の競争参加資格申請書の受付について

- ① 本工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の競争参加資格審査申請を次のとおり受け付ける。

提出書類： 共同請負入札参加審査申請書別添1、特定建設工事共同企業体協定書別添2、委任状（適宜）別添3及び建設業許可申請書の写し（以下「特定JV登録申請書等」という。）

提出期間： 平成29年9月15日（金）から平成29年10月10日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

提出場所： 4(1)②に同じ。

提出方法： 持参又は郵送（書留郵便）によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。

申請書及び資料は、特定JVデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するICカードについては、電子入札運用基準8-4を参照）

なお、上記期間内に特定JV登録申請書等を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

- ② 構成員の数及び組合せ

上記(1)から(14)及び次の③に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の④により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、3者以内とする。

- ③ 構成員の技術的要件

(イ) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、

相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

- (ロ) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (ハ) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

④ 出資比率

各構成員の出資比率は2者で構成される場合にあつては30%以上、3者で構成される場合にあつては20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⑤ 代表者要件

代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であつてかつ、出資比率が最大であること。

⑥ 認定資格の有効期間

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑦ その他

- (イ) 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇建設工事共同企業体」とする。
- (ロ) ⑤に該当する工事経歴書を添付すること。

### 3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事は総合評価落札方式の施工技術確認型(タイプB)であり、現場説明書、設計図面、**公共建築工事標準仕様書**及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるものである。本工事は総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は、**別紙1**「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

上記(1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、上記(1)により最大40点を加算する。

各提案については、

「評価する」・・・具体的かつ効果的であるとして評価に値する提案。

「評価せず」・・・品質管理上行っても問題はないが、具体性に欠ける、又は一般的に行われていることであり評価に値しないと判断される提案。

「不適切」・・・安全面、品質面等で適切でないことが明らかである等、品質管理上行ってはならない提案。

の3つに分類して評価し、その内容を競争参加資格の確認結果通知日に合わせて、郵送にて申請者に通知する。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」と「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

・評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

4 入札手続等

(1) 担当部署

① 公募条件について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
技術監理部 工務・品質管理課 電話06-6969-9169

② 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
総務部契約課 電話06-6969-9970

(2) 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書等は、CD-Rデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、当機構ホームページ掲載の入札公告に添付している「図面等(CD-R)申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受付日より、3営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構西日本支社コピーセンター受注業者「株式会社京阪工技社」から着払い便にて発送する。(土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない。)3営業日を過ぎても到着しない場合は、TELにて確認すること。

FAX受付期間： 平成29年9月15日(金)から平成29年10月16日(月)  
までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分  
から午後5時まで

FAX送付・問合せ先： 独立行政法人都市再生機構西日本支社  
総務部契約課  
電話06-6969-9970 FAX 06-6969-9572

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成29年9月19日（月）から平成29年10月16日（月）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参により4(1)②へ提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- ③ ヒアリング：「施工計画」に関する提案についてのヒアリングを必要に応じて行う。日時については、工務・品質管理課より指定するので、指定された日時に内容を説明できる者が出席すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ① 入札期間  
平成29年12月19日（火）及び平成29年12月20日（水）正午まで
- ② 開札の日時及び場所  
日時：平成29年12月21日（木）  
場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課  
※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

- (5) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合（関係法人を代表者とする共同企業体1者だった場合を含む。）は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 3(3)に同じ。  
上記3(3)のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定められる低入札調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、

確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、CD-Rに収録の図面参照）
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
  - ① 提出期間：平成29年9月15日（金）から平成29年10月10日（火）（競争参加資格申請書の提出期限日の4営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後5時まで。
  - ② 提出場所：4(1)②に同じ
  - ③ 提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送（上記提出期間内に必着）により行うものとし、電送によるものは受け付けない（同申請書の余白に「『29-彩都の丘学園校舎増築その他工事』申請希望」と明記すること。
- (10) 詳細は入札説明書による。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。



② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する者

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から72日以内

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shiro Nishimura Director General of West Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work for the consistency school of the elementary and junior high school at Minoh City.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 16.Oct.29
- (5) Time-limit for the submission of tenders : 12:00 P.M. 20.Dec.29 (tenders submitted by mail : 12:00 P.M. 19.Dec.29)
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, West Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency, 1-6-85 Morinomiya, Joto-ku, Osaka City, Osaka Pref. 568-8550 TEL 06-6969-9970

以上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

独立行政法人都市再生機構西日本支社

## 図 面 等 ( C D - R ) 申 込 書

申込日：平成 年 月 日

送付に係る費用を負担することを了承の上、下記工事の図面等 (CD-R) を申し込みます。

工 事 件 名		29-彩都の丘学園校舎増築その他工事
申 込 者	貴 社 名	
	御 住 所 (送付先)	〒
	御連絡先 (電話番号)	( T E L ) ( F A X )
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全て CD-R での発送となり、紙による図面等の配布は行いません。

※着払い便にて発送します。

※CD-RはFAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送します。

別添 1

共同請負入札参加資格審査申請書（兼受付確認票）

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
支社長 西村 志郎 殿

代表者住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

この度、連帯責任によって、(工事名称).....(追加工事を含む。)の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、下記のとおり当該工事の競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以 上

記

共同企業体名称	建設工事共同企業体																								
(カタカナ)																									
共同企業体の事務所所在地	(電話)												(FAX)												
共同企業体の構成員																					出資比率				
①	工種：			等級：			登録番号：															%			
②	工種：			等級：			登録番号：															%			
③	工種：			等級：			登録番号：															%			

受 付 確 認 票

(共同企業体名称)

.....殿

.....(工事名称).....の共同企業体  
入札参加資格審査申請書等については、本日受付しました。

機構受付印
-------

【機構使用欄】（確認用）

共同請負入札参加資格審査申請書	1部	本申請書
委任状	1部	
特定建設工事共同企業体協定書	1部	写しを提出
建設業許可申請書	1部	構成員それぞれの写しを提出※（許可番号、許可年月日及び営業所一覧を確認）

※PC橋梁工事以外の「その他」工事の場合、建設業許可申請は不要

別添2

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構西日本支社発注に係る 工事  
(当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、建設工事共同企業体  
(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、  
銀行とし、代表者の名義により設けられた  
別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果、利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり

建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成  
員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

印

印

印

別添3

委 任 状

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
支社長 西村 志郎 殿

.....(共同企業体の名称).....建設工事共同企業体

(共同企業体構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との  
.....(工事名称)..... (追加工事を含む。)  
の契約について、下記の権限を委任します。

受 任 者

(共同企業体代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払い金の請求及び領収について

以 上

別紙 1

29-彩都の丘学園校舎増築その他工事

・総合評価方式における評価基準(タイプB)

種目	項目	評価基準	配点
a. 企業 の 技 術 力	①UR工事における工事成績 評定点 ※JVの場合は、本工事の出資比率 に応じて按分して算出(少数点第1 位で四捨五入)	UR工事の平成19年4月1日以降における平均点が70点以上	3
		UR工事の平成19年4月1日以降における平均点が65点以上 70点未満	1
		UR工事の平成19年4月1日以降における平均点が65点未満 又は工事実績なし	0
	②UR工事又は国、県及び政 令指定都市による優秀工事 施工業者表彰の通知の有無 ※JVの場合は、構成員のうちの1社 でよい	平成19年4月1日以降のUR工事の実績又は同種工事の実績 を2件以上保有 (※自己申告による)	4
		平成19年4月1日以降のUR工事の実績又は同種工事の実績 を1件保有 (※自己申告による)	2
		平成19年4月1日以降のUR工事の実績又は同種工事の実績 なし	0
	④同種工事における施工実 績※UR工事、民間工事問わず ・JVの場合は、本工事の出資比率に 応じて按分して算出(少数点第1位 で四捨五入)	同種工事の平成19年4月1日以降の実績数が5件以上	1
		同種工事の平成19年4月1日以降の実績数が5件未満	0
	⑤ISO9001の取得状況 ※JVの場合は、構成員のうちの1社 でよい	ISO9001の認証を取得済み	1
		未取得	0
	⑥企業の地球環境配慮への 取組み ※JVの場合は、構成員のうちの1社 でよい	ISO14001 認証を取得に加え、環境報告書の公表又は社会貢献 活動に係る取組みの公表のうちどちらか1項目に該当若しくは2項 目とも該当	2
		ISO14001 認証を取得済み	1
ISO14001 認証を未取得		0	
			11

③は欠番



種目	項目	評価基準	配点
b. 予定配置技術者	⑦UR工事における工事成績評定点	UR工事の平成19年4月1日以降における平均点が70点以上	2
		UR工事の平成19年4月1日以降における平均点が65点以上70点未満	1
		UR工事の平成19年4月1日以降における平均点が65点未満又は工事実績なし	0
	⑧UR工事の優秀工事施工業者表彰の通知の有無	UR工事の平成19年4月1日以降の実績あり ※自己申告による	1
		UR工事の平成19年4月1日以降の実績なし	0
	⑨同種工事の実績	同種工事の平成19年4月1日以降の実績数が2件以上	2
		同種工事の平成19年4月1日以降の実績数が1件	1
			5
c. 施工計画	⑪品質管理に係る施工計画	品質管理について効果があるとして評価できる。 (1)構造躯体の施工に係る提案(4項目×最大2点) (2)構造躯体以外の施工に係る提案(2項目×1点) (3)電気工事・機械設備工事の施工に係る提案 (2項目×1点)×2	14
		標準的又は提案が具体的でないもの	0
	⑫工事現場における環境配慮への取組み	環境配慮への取組みについて効果があるとして評価できる。(10項目×1点)	10
		標準的又は提案が具体的でないもの	0
			24

- 注1 入札参加者は、①～⑨の項目について、各評価基準に該当していることを確認できる資料を提出する。
- 注2 b.予定配置技術者を複数で申請する場合は技術者ごとに評価項目⑦～⑨の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定配置技術者に係る評価点とする。
- 注3 c.施工計画⑪、⑫については、現場説明書、設計図書、公共建築工事標準仕様書、関連法規等に明記されたことの提案は標準的な内容とし0点とする。
- 注4 a.企業の技術力①～④b.予定配置技術者⑦⑧⑨は公告日30日前までに契約工期が終了した工事とする。
- 注5 UR工事の実績がない社がJV構成員の場合、工事成績評定点の按分の際の得点は、60点として計算を行う。
- 注6 UR工事とは、当機構が発注した学校施設建築工事・住宅建築工事・各種施設建築工事の新築工事のことをいう。
- 注7 同種工事とは、競争参加資格における同種工事のことをいう。
- 注8 ISO認証取得状況については、①登録証の写し、②当該工事を実際に施工する組織が認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す資料、③認証されている事業活動が当該工事の内容に一致していることを示す資料を添付すること。ただし、②及び③については、①の登録証の写しによってその内容が確認できる場合は、提出する必要はない。
- 注9 提案の内容は、その履行について目視、書面等で確認できるものとする。
- 注10 指定項目数以内で提案をすること。

別紙 1

総合評価に係る提案作成の注意点について

「c 施工計画」に係る提案については、以下の注意事項に従い作成すること。

<p>「評価」</p>	<p>以下、すべてを満たす場合に「評価」する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>標準案を超えている内容であること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「標準案」とは、設計図書等（現場説明書、設計図、公共工事住宅建設工事共通仕様書等）に示す内容。</li> </ul> </li> <li>② <b>複数の要素を含まないこと</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された各項目について、採点基準をまたいで評価しない。</li> <li>・1つの提案のなかに「不適切」と判断されるものと、「評価」できるものがあつた場合は、「不適切」とする。</li> </ul> </li> <li>③ <b>実施内容が明確かつ具体的であること（数量・箇所・時期・回数・日数・頻度・仕様・資格・目標値・基準値等）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様、性能、目標値、基準値等を記載する場合は、標準的なものと比較した場合の優位性が容易に判定できる表記とし、原則として公的な規格及び基準等を基に記載すること。</li> </ul> </li> <li>④ <b>実施内容による効果が明確であること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の実施により、どのような効果があるのか（現状のどのような問題が解決されるのか）具体的に記載すること。効果の記載が明確でないものは評価しない。</li> <li>・対象範囲・期間等が著しく限定的な提案は評価しない。（入札説明書においてあらかじめ範囲を指定している場合等を除く）</li> <li>・立地条件、敷地条件、規模、用途、建物形状等を踏まえた提案とすること。</li> </ul> </li> <li>⑤ <b>監督員・検査員による履行確認が可能であること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履行確認は、書類又は目視確認等で行えるものとする。</li> <li>・社内で行う組織的な取組み等、監督員等が直接確認できない内容を提案する場合、履行確認方法（例：会議資料、確認資料及び議事録の監督員への提出等）も記載すること。</li> </ul> </li> <li>⑥ <b>提案内容に懸案事項が含まれている場合は対策が講じられていること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果の認められる提案であっても、別の懸案事項が発生する場合で、その対策の記載のないものは評価しない。</li> </ul> </li> <li>⑦ <b>提案内容を実施することが確実であること（実施にあたり協議を伴うもの、特定の条件化においてのみ実施するもの等は評価しない。）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を実施するために機構又は第三者と協議を要する等、実施することが不確実である提案は評価しない。</li> <li>・「〇〇の場合は〇〇する」など、実施されるケースが限定される提案は評価しない。</li> </ul> </li> </ol>
<p>「評価せず」 または 「不適切」</p>	<p>以下に該当する場合は、「評価せず」または「不適切」と判定する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般に普及していると判断される提案</li> <li>② 実施しても効果が低いと想定される提案</li> <li>③ 設計図書等のとおり適切に施工されれば十分である提案</li> <li>④ （在来発注の場合）設計図書の変更を伴う提案</li> <li>⑤ 工期変更に係る提案</li> </ol>

- ・ 未提出の場合は競争参加資格がないものとする。（「提案なし」として提出すること。）
- ・ 契約後の履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大 20 点を減ずるものとする。